



大切な農地を守るために 農地転用には許可が必要です

農地（田や畑など）を住宅用地や駐車場にするなど、農地を耕作目的以外の用途に変更する場合には、事前に許可を受ける必要があります。農地転用を行う場合は、必ず事前申請をお願いします。

■問い合わせ・申し込み 農業委員会事務局 ☎②10226

対象者の主な要件
農地転用とは、田や畑を住宅用地、駐車場にするなど、農地を耕作目的以外の用途に変更することです。
農地は農地法で守られています。この法律により、農地を転用するには事前に許可を受ける必要があります。許可を受けずに農地を転用することは農地法違反となり、工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります。罰則の適用もあります。
自分の農地でも、転用する場合は農地法に基づく許可が必要です。また、他人名義の農地を買う、あるいは借りるなどして転用する場合も、同じく許可を受けなければなりません。
なお、転用しようとしている農地が農業振興地域内の農用地に指定されている場合は、転用許可申請を行う前に農用地区域からの除外手続きが必要となりますので、事前に農林課農業振興係（☎②10223）にお問い合わせください。

農地転用許可申請の締め切り日
毎月20日（閉庁日の場合は翌閉庁日）



重大な災害が起こる恐れがある場合 「特別警報」が発表されます

気象庁は、大雨や地震、津波、高潮などにより、重大な災害の起こる恐れがあるときに、警報を発表して警戒を呼び掛けています。8月から、より甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害の危険性が非常に高まった場合には、特別な警戒を呼び掛けるため、「特別警報」を新たに発表します。

■問い合わせ 総務課行政係 ☎②10205

◆特別警報の対象とする現象は？

「東日本大震災」や「伊勢湾台風」の高潮、岡山県でも記録的な大雨となった「平成23年台風12号」の豪雨等が該当します。

◆特別警報が出た場合は？

対象となる地域では数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。大津波警報であれば、何より高い所への避難が必要ですが、大雨や高潮などの風水害の場合は、避難のために外出することがすでに危険になっている場合もあります。屋外の状況や、市からの避難指示・勧告等に留意し、避難所へ避難するか、屋内の比較的安全な場所にとどまるかなど、直ちに命を守るための判断・行動をしてください。

◆特別警報が出ていない場合は？

特別警報が発表されていないからといって、災害が発生しないということではありません。従来の警報はこれまでと変わりなく、重大な災害の恐れがある時に発表されますので、警報が発表された時点で十分な警戒が必要です。大雨等のときは、時間を追って発表される注意報や警報、その他の気象情報を入手して、早め早めに行動することが、あなたや家族の命を守ります。「特別警報」はテレビやラジオ、メール配信などのさまざまな方法で伝えられます。直ちに命を守るための判断・行動をしてください。

★特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

★特別警報の受信など、防災情報の入手には「高梁市メール配信サービス」をご利用ください。

登録メールアドレス e-takahashi@xpressmail.jp へ何も入力せずにメール送信し、返信メールから登録を行います。



認知症など判断能力が不十分な人のために 市民後見人養成研修受講者の募集

市は、市民後見人養成研修の受講者を募集しています。市民後見人とは、成年後見制度において弁護士・司法書士などに代わり一般市民が社会貢献の一環として、認知症等で判断能力が不十分な人の福祉サービス契約や財産管理を代行する活動です。

■問い合わせ・申し込み 保険課地域包括支援係 ☎②10300

後見人活動には資格要件はありませんが、活動していく上で必要な視点、知識、実務の習得等のため、養成研修を受講していただくこととなります。

募集人員：若干名

研修期間：10月～12月の8日間

研修場所：きらめきプラザ（岡山市北区南方2-13-1）

受講料：無料

応募方法：8月16日（金）までに履歴書と小論文を保険課へ提出してください。

※履歴書の様式、小論文の内容等については、お問い合わせください。

選考方法：8月26日（月）午後1時30分から市役所第1会議室で個人面接を行います。

その他：養成研修の修了後、原則市民後見人候補者として登録し、家庭裁判所から選任後に、市民後見人として活動を行っていただきます。

介護保険事業計画推進委員会の委員を募集しています

市は、保健福祉事業と介護保険事業を円滑に進めるため、市介護保険事業計画推進委員会の委員を募集しています。委員会は年に2～3回程度開催され、高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画の策定、推進に関する意見をいただきます。



- ◆応募資格 市内在住の40歳以上（7月1日現在）で、保健福祉事業・介護保険事業に関心があり、会議に出席できる人
- ◆募集人員 3人以内（応募者多数の場合は、選考により決定します）
- ◆応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、応募してください。応募用紙は、保険課、各地域局、各地域市民センターへ備えています。
- ◆応募締切 8月30日（金）必着
- ◆その他 委員の任期は2年で、委員会出席の報酬・旅費をお支払いします。

■問い合わせ 保険課介護保険係 ☎②10299

「朝霧温泉ゆ・ら・ら」のプールを開放します

今夏、高梁市民プールが改築工事により使用できないため、また市を挙げて実施する「クールシェア」の一環として、「朝霧温泉ゆ・ら・ら」の屋内プールを期間限定で開放します。



- ◆開放期間 7月20日（土）～8月18日（日） 正午～午後4時
- ◆入場料 無料
- ◆施設概要 25℃プール（最深部1.3m）、補助プール ※ウォータースライダー、ジャグジーは利用できません。
- ◆注意事項
 - ・常温での利用です（温水プールではありません）。
 - ・適正水温（最低温度22度）を下回った場合は遊泳を中止します。
 - ・小学4年生以下の幼児・児童は、16歳以上の保護者がいないと入場できません。
- ◆備北バス（定期）のご案内 高梁発陣山行「南倉庫前」下車600m（徒歩10分）大人390円、小人200円（高梁発 ①午前11時45分 ②午後2時 ※②は土・日曜日、祝日、振替日連休）

■問い合わせ スポーツ振興課施設係 ☎②10425